

### 13. 債権譲渡その1

—— 譲渡禁止特約や対抗要件問題を中心に

2005年4月3日、X重機株式会社は、経営難に陥りかけた取引先のA建設株式会社に対し、「期間3年、利率年利12%、利息は12等分して毎月末払、利息の支払が1回でも遅滞するかAにつき強制執行・滞納処分・担保権実行や倒産手続の申立てがなされた場合には、Xは直ちに全額の返済を請求できる」旨の約定で、6000万円を貸し付けた。同時に、XとAは、この元利金債権を担保するため、「1. Aは以後3年間に結ぶ請負契約上の代金債権をすべてXに譲渡する。2. Aは譲渡後も、通常の営業の範囲内であれば、譲渡した債権の弁済を債務者から受けることができる。3. Aは、Xに対する借入金債務につき期限の利益を失えば、直ちに前項の弁済受領権限を失う」旨の契約を結んだ。Aは、同日、従来から断続的に発注を受けているY<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>らを含む取引先に、内容証明郵便で次のような内容を含む「挨拶状」を送付したが、Y<sub>1</sub>らからはとくに問い合わせはなかった。

「《挨拶文略》さて、今般、当社は、次の大きな飛躍を期して、本日より3年間、X重機株式会社様と資本提携等の協力関係を強化する試みを行うことになりました。つきましては、当社は、この間において貴社との間で締結させていただく請負契約に基づく債権を、すべて、X社様に譲渡いたします。しかしながら、お支払いの方法等に関しましては、従前と変更する点は何らございません。これまで通りB銀行C支店の当社普通預金口座宛にお振り込みいただければ結構ですので、ご安心いただきたいと思えます。《以下略》」。

2006年2月頃までに、Aは、Y<sub>1</sub>市との間で代金額3600万円（Y<sub>1</sub>に対するこの債権をα債権という）、Y<sub>2</sub>社との間で代金額4200万円（Y<sub>2</sub>に対するこの債権をβ債権という）の請負契約をそれぞれ締結したが、これらの代金債権の弁済期は、いずれも3月31日であった（Aは、それ以前に、Y<sub>1</sub>ら以外との間にも多数の請負契約を締結し、請負代金を上記約定に従って回収し、その一部を利息支払に当ててきたが、本件では問題になっていないので詳細は略す）。

2006年2月28日、AがXに対する利息の支払いを怠ったので、Xは、翌3月1日午前10時頃、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>に対して、「Aが貴社との間で2005年\*\*月\*\*日に締結した請負契約に基づく請負代金債権については、当社がAより譲渡を受けております。この請負代金につきましては、以後、Aではなく当社の下記銀行口座への振込みによりお支払い下さい。振込手数料は当社が負担いたします。」という内容のファックスを送った（\*\*部分の月日は通知相手により異なる。口座番号は省略）。

Y<sub>1</sub>からは、「本市とAの間の請負契約には、Aは本件工事にかかる請負代金債権を第三者に譲渡できない、という条項が入っており、貴社に直接支払うことはできません」、との回答があった。そこでXは地元有力者などを介して粘り強く交渉し、同年3

月15日にY<sub>1</sub>からα債権の譲渡を承諾する旨の文書回答を得た（これ自体には確定日付はない）。同月13日にAの債権者で建設工事関係の仕事を行っているZ<sub>1</sub>がα債権を差し押さえ、翌日、その差押命令がY<sub>1</sub>に送達されていたが、上記の文書回答を出したY<sub>1</sub>の部署は、そのことを知らずに回答を発していた。

また、この間のY<sub>1</sub>との交渉と協議の中で、2005年4月3日付の譲渡や通知の効力に疑義が出されたので、Xは、念のためあらためてAにβ債権の譲渡通知を行なわせようとしたが、この時点では、Aの代表者と連絡が取れなかった。そのため、Xは、Y<sub>2</sub>からβ債権の譲渡についての承諾を得るべく交渉したところ、同年3月17日午後3時頃、Y<sub>2</sub>から、公証人役場において確定日付のある承諾書の交付を得ることができた。しかし、同月16日、Z<sub>2</sub>が、β債権をAから重ねて譲り受け、同日付の内容証明郵便による債権譲渡の通知が、Y<sub>2</sub>の本店に翌17日の午後3時頃に送達されていた。

現在の時点は2006年7月14日である。

### Keypoints

- ① 将来債権譲渡（担保）の有効性について問題となりうる点を理解する。
- ② 債務者対抗要件と第三者対抗要件が別に規律される債権譲渡の特性と、その相互の関係を、請求・抗弁・再抗弁……という構造と関連させて理解する。
- ③ 債権譲渡禁止特約の効力や、譲渡禁止を解除する債権譲渡承諾の効力を理解する。
- ④ 第三者対抗要件が同時に備わったか、具備された時期の前後が不明な場合に、関係当事者の法律関係がどうなるかを理解する。

### Questions

- (1) Xは、Y<sub>1</sub>にα債権の支払を求めることができるか。
  - (a) XがY<sub>1</sub>にα債権の支払を求めるために、主張・立証しなければならないのは、どのような事実か。
  - (b) Y<sub>1</sub>がXの請求を拒むためには、どのような主張をすることが考えられるか。
- (2) Xは、Y<sub>2</sub>にβ債権の支払を求めることができるか。
  - (a) Y<sub>2</sub>は、β債権をZ<sub>2</sub>にも弁済していない場合、Xの請求を拒むためには、どのような主張をすることが考えられるか。
  - (b) Y<sub>2</sub>が、2006年3月31日以降に、β債権をZ<sub>2</sub>に弁済した場合には、XとY<sub>2</sub>およびZ<sub>2</sub>の法律関係はどうなるか。

### Checkpoints

- ① 2005年4月3日、Xが、Aに対し、上記の内容の約定で6000万円を貸し付けたことは、意味をもつか。
- ② 同日、XA間で、上記1～3の内容を持つ契約を結んだことは、意味をもつか。
- ③ 同日、AがY<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>らを含む取引先に、内容証明郵便で上記の「挨拶状」を送付したことは意味をもつか。

- ④ Aの挨拶状に対して、Yらからとくに問い合わせがなかったことは、意味をもつか。
- ⑤ 2006年2月頃までに、Aが、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>らとの間で請負契約を締結し、それぞれα債権・β債権を取得したことは、意味をもつか。
- ⑥ 上記α債権が3600万円、β債権が4200万円であったことは、意味をもつか。
- ⑦ 上記α債権・β債権の弁済期がいずれも2006年3月31日であったことは、意味をもつか。
- ⑧ 2006年2月28日、AがXに対する利息の支払いを怠ったことは、意味をもつか。
- ⑨ 同年3月1日午前10時頃、Xが、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>に対して、上記内容のファックスを送ったことは、意味をもつか。
- ⑩ 同月13日に、Z<sub>1</sub>がα債権を差し押さえ、翌日、その差押命令がY<sub>1</sub>に送達されたことは、意味をもつか。
- ⑪ 同月15日に、Y<sub>1</sub>がα債権の譲渡を承諾する旨の文書回答をしたことは、意味をもつか。
- ⑫ 上記文書回答に確定日付がなかったことは、意味をもつか。
- ⑬ 上記回答に当たって、Y<sub>1</sub>の部署が、Z<sub>1</sub>の差押えの事実を知らなかったことは、意味をもつか。
- ⑭ 2006年3月上旬に、Xが、あらためてAにβ債権の譲渡通知を行なわせようとしたが、Aの代表者と連絡が取れなかったことは、意味をもつか。
- ⑮ 2006年3月17日午後3時頃、Xが、Y<sub>2</sub>から、公証人役場において確定日付のある承諾書の交付を得ることができたことは、意味をもつか。
- ⑯ 2006年3月16日に、Z<sub>2</sub>が、β債権をAから重ねて譲り受け、同日付の内容証明郵便による債権譲渡の通知が、Y<sub>2</sub>の本店に翌17日の午後3時頃に送達されていたことは、意味をもつか。

## Materials

### 1) 必読文献

- 潮見『プラクティス債権総論』309～362頁
- 道垣内『担保物権法』338～351頁

### 2) 参考文献A

- 司研『紛争類型別』「第7章 譲受債権請求訴訟」122～140頁
- 池田真朗・奥田隆文「債権譲渡と対抗要件」鎌田ほか編『民事法Ⅱ』271頁

### 3) 参考文献B

- 角紀代恵「流動債権譲渡担保」法時73巻11号24頁（2001年）
- 倉田編『要件事実（債権総論）』346～385頁〔山田卓生〕

### 4) 参考判例

- ①最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁
- ②最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁
- ③最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁